

取引ルールに関する意見募集の結果について

★区分 … A:業務規程において採用（又は採用済）， B:業務規程以外（規則・制度等）において採用， C:採用しない

| 項目    | 改正業務規程遵守事項の内容 |  | 意見内容・提出業種   | 区分 | 左の理由  |
|-------|---------------|--|---|----|---|
| 第三者販売 | 報告制           | 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者以外の者に卸売をしたときは、市長へ報告する。             | 市場内業者がないがしろにならないような方法を考えてもらいたい。（仲卸業者）   | B  | 公平・公正な取引、価格形成機能等の維持のため、場内業者で構成される委員会等により対応することとしています。 |
|       |               |  | 自由化はやむを得ないと思うが、各業界とも行き過ぎにならないよう、何らかの歯止めが必要と考える。（仲卸業者）                                   | B  |   |
|       |               |  | 関係者相互の信頼関係の醸成を図っていくことがより大切になっていくので、情報開示による透明性の確保やそれを維持する行政主導による委員会等の役割や運営が必要と考える。（仲卸業者） | B  |   |
|       | せり・入札の制限      | 卸売業者がせり又は入札の方法により卸売をする場合、仲卸業者又は売買参加者以外の者への卸売を制限する。 | 意見なし。   | —  |   |
| 商物分離  | 報告制           | 卸売業者が卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売をしたときは、市長へ報告する。              | 今後の更なる取引の合理化、鮮度向上等を図るため、緩和が必要であり、改正内容は評価できる。（出荷者）                                       | A  | 業務規程改正内容のとおりです。                                       |
|       |               |  | 自由化はやむを得ないと思うが、各業界とも行き過ぎにならないよう、何らかの歯止めが必要と考える。（仲卸業者）                                   | B  | 公平・公正な取引、価格形成機能等の維持のため、場内業者で構成される委員会等により対応することとしています。 |
|       |               |  | 関係者相互の信頼関係の醸成を図っていくことがより大切になっていくので、情報開示による透明性の確保やそれを維持する行政主導による委員会等の役割や運営が必要と考える。（仲卸業者） | B  |   |

取引ルールに関する意見募集の結果について

★区分 … A:業務規程において採用（又は採用済）、B:業務規程以外（規則・制度等）において採用、C:採用しない

| 項目           | 改正業務規程遵守事項の内容 |  | 意見内容・提出業種   | 区分 | 左の理由  |
|--------------|---------------|--|---|----|---|
| 直接<br>集<br>荷 | 報告制           | 仲卸業者が本市場の卸売業者以外の者から生鮮食料品等を仕入れたときは、市長へ報告する。 | 自由化はやむを得ないと思うが、各業界とも行き過ぎにならないよう、何らかの歯止めが必要と考える。（仲卸業者）                                   | B  | 公平・公正な取引、価格形成機能等の維持のため、場内業者で構成される委員会等により対応することとしています。 |
|              |               |  | 関係者相互の信頼関係の醸成を図っていくことがより大切になっていくので、情報開示による透明性の確保やそれを維持する行政主導による委員会等の役割や運営が必要と考える。（仲卸業者） | B  |   |
|              |               |  | 求められる報告の内容は、現状の申請内容と同程度でお願いしたい。   | B  |   |